

平成19年9月21日

各位

東京建物株式会社

金融商品取引法に即応した不動産投資サービス事業への積極展開
「東京建物不動産投資顧問株式会社」設立

東京建物株式会社（本社：東京都中央区、取締役社長：畑中 誠）は、当社グループにおける不動産ファンド事業の中核的役割を担う戦略子会社として、東京建物不動産投資顧問株式会社を設立することといたしましたのでお知らせします。

東京建物不動産投資顧問は今後、社内態勢の整備と金融商品取引法等に対応した各種許認可に係る手続きを順次行い、手続きが完了次第、本格的に営業を開始します。

金融商品取引法は、不動産信託受益権等を含む幅広い投資商品に対する投資家保護ルールの徹底と市場機能の整備を目的に本年9月30日付で施行されるはこびとなっています。

東京建物不動産投資顧問は、不動産投資に関する投資助言やコンサルティング業務などのサービス提供や不動産ファンドの組成・運用を通じて、当社グループ全体での事業領域の拡大を目指すとともに、投資家の皆様からご信頼いただける不動産投資市場の一層の拡大・発展に貢献してまいります。

東京建物不動産投資顧問（株）の概要

商号：東京建物不動産投資顧問株式会社

所在地：東京都中央区八重洲二丁目1番4号

設立：平成19年9月12日（登記申請中）

資本金：5,000万円（東京建物株式会社100%出資）

社長：古屋 幸男

以上